

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
東広島市
- 2 構造改革特別区域の名称  
東広島市福祉運送セダン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
東広島市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性（国勢調査以外の数値は、いずれも平成17年12月末日現在）

平成17年2月7日に周辺5町と編入合併した東広島市は、広島県のほぼ中央に位置し、西は広島市及び熊野町、南は呉市及び大崎上島町、北は三次市、安芸高田市及び世羅郡世羅町、東は竹原市及び三次市に接している。

面積は635.32 k m<sup>2</sup>で広島県の約7.5%を占めている。

また、平成17年国勢調査結果速報では、人口は県内第4位の184,423人で、広島県全体あるいは多くの市町で人口が減少している中で、前回調査と比較して県内最高の5.2%の増加となっている。なお、住民基本台帳人口は175,896人である。

市全体の高齢化率は17.1%で、国平均及び県平均に比較して大変若い町であるが、広島大学等が立地し、また子育て世帯の転入が著しい中央地域の高齢化率が13.1%であるのに対して、編入した北部地域（旧3町地域）は高齢化率が34.6%で過疎が進み、極端な2極化を呈している。

今後も高齢者人口は毎年1千人ずつ増加する見込みであり、2極化がさらに拡大することが懸念されるため、このような状況の解消をめざして地域の実情に即した施策の展開が必須となっている。

また、高齢者だけの世帯が約8,500あり、さらに増加する見込みとなっている。

一方、市内の交通機関としては、鉄道では山陽新幹線（1駅）、JR山陽本線（5駅）及び呉線（2駅）が走っているが、市域が広大なこともあり、基幹道路以外での路線バスの運行が経営上むずかしい状況にある。また、タクシー事業も市中心部へ収斂していく状況にある。したがって、市民はもっぱら自家用車で外出しているのが実情である。

このように、高齢者や障害者にとって健康保持あるいは状態改善のために本来最も有効であるはずの外出が、容易にできない状況になっており、移動制約者の移動手段確保は本市施策上の緊急かつ重要な課題となっている。

・住民登録上の高齢者世帯の状況（平成17年12月末日現在）

総世帯数	高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯の内訳		
		ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他の同居世帯
71,070	21,584	6,452	6,676	8,456

## 移動制約者の状況

移動制約者(介護保険の要介護・要支援者、身体障害者及び知的障害者、精神障害者であって単独での移動が困難な者)の状況は、次のとおりである。

### (1) 介護保険の要介護・要支援認定者

要介護(要支援)認定者数は5,986人で高齢者人口の19.9%であり、うち居宅介護(支援)サービス受給者数は3,481人で11.6%である。特に要介護3以上の重度者については、福祉車両での輸送が基本となるが、市内のタクシー事業者の福祉車両保有台数は16台にとどまっており、移動制約者のニーズに十分対応できる状況ではない。

#### ・要介護・要支援認定者の状況

(平成17年12月末日現在)

合計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,986人	1,552人	1,650人	766人	689人	625人	704人

### (2) 障害者

本市における障害者の移動制約の状況は次のとおりである。

#### ア 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は5,552人であり、重複障害がある者を重複換算した場合、移動制約者となる視覚障害者は503人、移動制約者となり得る肢体不自由者は4,530人、内部障害者は1,331人である。肢体不自由者については、1級及び2級の者が福祉車両を必要としている。

視覚障害者については、障害が重複していない場合には必ずしも福祉車両を必要としないが、ガイドヘルパーを必要とする場合があるなど単独での移動に制限があり、公共交通機関利用に支障がある。そのため、外出に家族等の支援が得られない場合はタクシーを利用せざるをえない状況である。

#### イ 知的障害者

療育手帳所持者数は866人で、うち重度の知的障害者は469人である。

知的障害者には、交通法規の理解、安全確認などができにくい、また介護者や環境が変わることなどによってパニックに陥る場合もある。したがって、外出に家族等の支援が得られない場合でも一般タクシーの利用は困難であり、輸送に際して環境が変わらないような輸送手段が求められる。

#### ウ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は795人で、外出に家族等の支援が得られない場合は、心を許した介護者等による外出が必要な者も多くいる。

東広島市における障害者の状況

平成 17 年 12 月末現在

・身体障害者（身体障害者手帳）

（単位：人）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
1,399	881	1,181	1,203	532	356	5,552

・障害別内訳（重複障害があるため、実人数とは一致しない。）

（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
視覚障害	121	146	58	43	66	69	0	503
聴覚障害	31	147	70	91	0	177	0	516
平衡機能障害	0	0	5	0	4	0	0	9
音声機能障害	0	0	29	9	0	0	0	38
言語機能障害者	0	0	74	32	0	0	0	106
そしゃく機能障害	0	0	1	0	0	0	0	1
肢体不自由	398	665	993	1,272	688	261	253	4,530
心臓障害	485	0	123	108	0	0	0	716
腎臓障害	194	0	41	4	0	0	0	239
呼吸器障害	27	0	84	46	0	0	0	157
ぼうこう又は直腸障害	0	0	13	196	0	0	0	209
小腸障害	0	0	1	9	0	0	0	10
計	1,256	958	1,492	1,810	758	507	253	7,034

・知的障害者（療育手帳）

（単位：人）

A （最重度）	A （重度）	B （中度）	B （軽度）	計
113	356	260	137	866

・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）（単位：人）

1 級	2 級	3 級	計
95(50)	598(92)	102(16)	795(158)

（ ）は 65 歳以上

1 級	日常生活が一人ではできない状態
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活に困難がある状態
3 級	障害は重くないが、日常生活、社会生活上の制約がある状態

## 公共交通機関の状況

市内の交通機関としては、鉄道は山陽新幹線(1駅)、JR山陽本線(5駅)及び呉線(2駅)の3線があり、これらの駅を発着点とするものを中心に132系統のバスが走っているが、市域が広大なこともあり、路線は基幹道路に縮小されつつある。

市内でタクシーを運行する事業者は28社あり、所有車両は259台という状況である。本市では、障害者や高齢者を対象とした外出支援策としてタクシー割引乗車券交付事業を実施しているが、この事業の契約タクシー事業者は22社であり、その利用状況は、障害者の平成16年度実績が1,191人、また平成17年度から開始した高齢者分の平成17年12月末日までの実績が730人となっている。

しかし一方で、契約タクシー事業者が所有する車両233台中、福祉車両は18台と少なく、移動制約者のニーズに十分応えることが難しい状況にあるため、介護事業者6者が所有する63台の車両が通院等乗降介助で大きな役割を担っている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

東広島市全域における福祉輸送サービスの活性化を図るため、既存の社会福祉法人やNPO法人等の活力を引き出すことにより、移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を維持しようとするものである。

平成18年度から始まる新介護制度では、介護予防型システムへの転換を基本理念として高齢者等の外出支援に重心をおいたものとなっており、数年後には障害者支援費制度も介護制度に取り込まれる予定であることから、障害者も含めて、外出支援体制の充実が必須となっている。

路線バスの充実が困難な中で、要介護者や障害者の外出を促進するためには、福祉車両の充実に加えて、セダン型車両による福祉有償運送の実施が不可欠である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置によるセダン型車両等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することにより、NPO法人等が移送サービスを行い、要介護高齢者や障害者など移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の移動及びそれに伴う介護に要する負担を軽減できることになる。このことによって、要介護高齢者や障害者などの社会参加を促進するとともに、介護者自身の時間が確保されることを目標とするものである。

また、高齢化がさらに進展していく中で、介護が必要な状態にならないための施策あるいは介護状態が改善されるための施策の早急な実施が求められている現状に鑑み、そのために最も効果のある「外出」を容易にするための体制整備を、本市の当面の最大かつ緊急課題として捉え、その方策として本計画を定めるものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

セダン型車両等を導入することによって、要介護者や障害者の外出のために使用する車両が十分に確保できれば、従来の福祉・医療による外出支援サービスに加えて、本人が希望するイベント等への参加も容易となる。このようにして移動制約者の社会参加が

促進されれば、本人及び家族の精神的・肉体的負担が軽減されるとともに、状態の改善も望まれ、個人においても、また行政上も、財政負担の軽減が期待できる。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本事業は、あくまでもタクシー等既存の輸送体制では担えない有償運送の空白部分を補完するための事業であること及び何よりも利用者の安全を保証することが優先されることに鑑み、東広島市福祉有償運送等運営協議会による事業主体のチェック体制と苦情等の公聴機能の充実を図っていく。また、同一NPO等が隣接市町においても同じ事業を展開している状況があるため、利用者の立場に立って、同一エリア内における運送の質と均衡を保持するためには、近隣市町との連携強化も不可欠である。

本市では、外出支援策障害者対策として次の事業を実施している。

### 【東広島市の外出支援策】

現在本市が実施している外出支援策は次のとおりである。

#### (1) 路線バスに係る事業

名称：東広島市バス運行対策費補助金事業

内容：市民の基本的移動手段である路線バスを維持・確保するため、国・県と役割分担を図りつつ、バス事業者の欠損のうち一部を補助するもの。

実績：平成16年度補助実績 約53,000千円(45系統)

#### (2) 福祉巡回バス事業

地域	運行内容	対象者	利用料	利用見込者数
豊栄町	巡回バスの運行 (2ルートを週に延べ4日運行)	高齢者 障害者	無料	週45人 年間7,020人
河内町	巡回バスの運行 (2ルートを延べ3日運行) 路線バスの利用補助	高齢者 障害者	無料	週122人 年間6,100人
安芸津町	巡回バスの運行 (3ルートを延べ5日運行)	高齢者 障害者	1回につき 200円	週72人 年間3,640人

( 3 ) タクシー割引乗車券交付事業

ア 高齢者対象事業

目的	低所得高齢者にタクシー割引乗車券を交付することにより、在宅生活の維持に資する。
対象者	福祉巡回バスを運行していない西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町及び福富町に住所を有する 70 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する高齢者
所得制限	その世帯が市民税非課税であるもの
交付枚数	年間 20 枚 / 1 冊
助成額	1 回の利用につき券を 1 枚使用 ( 5 0 0 円 )
交付数	7 3 0 冊 ( 平成 17 年 12 月末現在 )

平成 17 年度新規事業

イ 障害者対象事業

目的	通院等にタクシーを利用する場合、料金に一部を助成することにより、日常生活・社会生活活動の幅を広げる。
対象者	身体障害者手帳 1 ~ 3 級 ( 視覚障害者は 1 ~ 4 級 ) 療育手帳 A ~ B 精神障害者保健福祉手帳 1 ~ 2 級
所得制限	あり
交付枚数	40 枚 / 冊を 2 冊まで ( 人工透析患者は 4 冊まで )
助成額	1 回の利用につき券を 1 枚使用 ( 5 0 0 円 ) タクシー乗車料金が 5 0 0 円を下回る場合はその金額
平成 16 年度交付実績	1,191 人に 1,663 冊 ( 66,520 枚 ) 交付
平成 16 年度利用実績	32,319 枚利用 ( 16,141,200 円 )

( 4 ) その他の事業

・高齢者外出支援事業

目的	外出を支援することにより高齢者の社会参加を促進し、介護予防をはかる。
対象者	市が法人等に委託して実施する次の事業への参加者
利用料	いきがいデイサービス事業、ショートステイ事業、アクティビティ事業及び筋力トレーニング事業参加者は 5 0 円。 地域サロン参加者は 4 4 円。
平成 16 年度利用実績	7, 3 2 6 件
平成 16 年度委託機関	東広島市社会福祉協議会及び高齢者福祉施設等を運営する法人

・東広島市重度障害者移動支援事業

目的	車椅子使用者等一般の交通手段を利用することが困難な人に対して、リフト付車両により移動支援を行い、社会参加を促進する。
対象者	身体障害者手帳 1 ～ 2 級（視覚障害者は 1 ～ 4 級、下肢又は体幹障害は 1 ～ 3 級）療育手帳 A ～ A 所持者のうち、自力で起居移動が困難な 18 歳以上の者
利用料	無料（有料道路等通行料金、市外利用の燃料代、駐車料金は実費）
平成 16 年度利用実績	8 2 1 件
平成 16 年度委託機関	東広島市社会福祉協議会

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
(1206(1216))

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内で活動する東広島市福祉有償運送等運営協議会においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施することが認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運送主体

東広島市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が東広島市

#### (3) 事業により実現される行為

要介護(要支援)認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の移動制約者等で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為

### 5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車イスのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、地域の状況を踏まえ、特例措置として、セダン型等の一般車両の使用を認めるものである。

#### (1) 東広島市福祉有償運送等運営協議会の設置

ア 東広島市におけるNPO等による福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性並びにこれらの有償運送の実施に伴う利用者の安全及び利便の確保等について協議するために、東広島市福祉有償運送等運営協議会を設置する。また、運営協議会の事務局は福祉部高齢介護課に置く。

イ 協議会委員は13人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

公共交通に関する学識経験者	1名
中国運輸局広島運輸支局長が指名する職員	1名



広島県東広島地域事務所長が指名する職員	1名
バス、タクシー等関係交通機関の代表者	3名以内
関係ボランティア団体の代表者	4名以内
関係地域の住民の代表者	4名以内
福祉有償運送又は過疎地有償運送の利用者の代表者	4名以内
市長が指名する職員	2名

ウ 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて、臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(2) 運送主体

東広島市で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等で、運行体制や料金などについて運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の区域

運送の出発地又は到着地が東広島市内であること。

(4) 運送の対象者及びその管理

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその付添人とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に定める要介護者及び第4項に定める要支援者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める「身体障害者」

その他知的障害者、精神障害者等であって独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

また、運送主体は、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するとともに、利用者の苦情受付については、会員登録時に十分な説明を行い、利用者の立場に立った対応を図ること。

(5) 使用車両

ア 使用権原

使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。

この場合において運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、有償運送の管理及び運営、事故発生及び苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確に記載されている契約を、運送主体と自家用自動車提供者間で締結していること。また、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明らかにされていること。

イ 使用車両

福祉車両の場合は、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。

ウ セダン型等の車両の場合は、運営協議会の協議によって認められたものであること。

エ 車両の表示等

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

(6) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによりがたい場合は、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

ア 申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。

イ 広島県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等を受講していること。

ウ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

エ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(7) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。また、これらの保険契約会社等から補償補填の確約書が得られていること。

(8) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とする。

(9) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(10) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。